

別記様式第13号(第15条関係)

一般廃棄物収集運搬業等許可証

登環第1540号

住所 登別市新栄町1番地39
氏名 登別クリーンサービス株式会社
代表取締役専務 齊藤 崇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

平成30年2月14日付けで申請のありました一般廃棄物(収集運搬業一処分業)については、これを許可します。ただし、次の事項を承知願います。

平成30年 3月30日

登別市長 小笠原 春



記

| | |
|------------|--|
| 許可有効期間 | 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで |
| 取扱一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物(浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥を除く) |
| 事業の区域 | 登別市内 |
| 許可の条件 | 1. 事業系一般廃棄物に限る。ただし、依頼のあった家庭系一般廃棄物についてはこの限りではない 2. 収集する一般廃棄物の保管及び積替えは認めない 3. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律137号)及び「登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例」(平成5年条例第17号)を遵守すること |